

紀陽スマート口座振替利用規定

株式会社紀陽銀行

紀陽スマート口座振替(以下、「本サービス」)の利用者(以下、「お客さま」といいます)は、以下の本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。ただし、第11条から第19条までの規定は、第1条所定の対象口座として紀陽銀行(以下、「当行」)の口座を指定したお客さまのみに適用されるものとします。

第1条 (サービス内容)

本サービスは、当行が提供するサービスです。お客さまは、本サービスを通じて、収納機関に対する諸料金等の支払いに関し、お客さまの指定する口座(以下、「対象口座」)を対象として、パソコン・携帯電話その他の端末機(以下、「端末機」)から、インターネットを通じて、預金口座振替契約の締結を申し込むことができます。

第2条 (使用可能端末機)

お客さまが本サービスを利用するために使用できる端末機は、パソコン・携帯電話その他の端末機とします(一部の端末機ではご利用いただけない場合があります)。

第3条 (サービス利用可能時間)

お客さまの本サービスの利用可能時間は、本サービス所定の時間内かつ本サービスの対象口座の金融機関(以下、「指定銀行」)の預金口座振替契約の締結が申し込めるサービス時間内とします。ただし、この時間については、お客さまに対する事前の通知なく変更することがあります。

第4条 (預金口座振替の開始時期)

対象口座から収納機関に対する振替の開始時期は、各収納機関の手続完了後とします。

第5条 (個人情報の取扱い)

当行は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」のとおり、お客さまの個人情報を適切に取扱います。

第6条 (収納機関への情報提供の委託等)

(1) お客さまの委託に基づく預金口座振替契約の申込の確定等の情報の提供

- ・当行は、預金口座振替契約の申込が確定し、当該確定後に預金口座振替契約が不成立となった場合には、お客さまの委託に基づきお客さまに代わって収納機関に対し、当該申込が不成立となった旨を通知するものとします。また、当該申込が確定し、預金口座振替契約が成立した場合、当行は、その旨およびお客さまの当該収納機関に対する預金口座振替申込に関する情報をお客さまの委託に基づきお客さまに代わって当該収納機関に送信します。さらに、当該申込に関する情報については、当行は、届出書または変更届により当該収納機関に送付するものとします。
- ・当行が指定銀行でない場合、預金口座振替契約の申込が確定し、当該確定後に預金口座振替契約が不成立となった場合には、指定銀行は、当行を介して受けたお客さまからの委託に基づき、お客さまに代わって当行を介して収納機関に対し、当該申込が不成立となった旨を通

知するものとし、また、当該申込が確定し、預金口座振替契約が成立した場合、指定銀行は、その旨およびお客さまの当該収納機関に対する預金口座振替申込に関する情報をお客さまの委託に基づきお客さまに代わって当行を介して当該収納機関に送信します。さらに、当該申込に関する情報については、指定銀行は届出書または変更届により、当行を介して当該収納機関に送付するものとし、

(2) 本人確認情報の提供

申込の確定に関し、当行は収納機関、および当行以外の指定銀行に対し、お客さまが指定銀行の普通預金口座を開設した際に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあり、お客さまはこれに同意します。

(3) お客さまへの連絡

お客さまが本サービスにより指定銀行に対して行う預金口座振替契約の締結の申込および当該契約にかかる取引における手続きにおいて、当該申込または手続きに不備があった場合等、お客さまへの確認が必要な場合には、お客さまから当行またはお客さまの委託先である当行を通じて収納機関に提供されたお客さまの電話番号等に対して、当行、当行以外の指定銀行または収納機関より直接連絡できるものとし、

第7条（責任制限）

(1) 本サービスの利用に伴いお客さまに生じた損害について当行が責任を負うのは、当行の故意または重過失と相当因果関係がある損害の場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

(2) 通信手段の障害等が以下に該当する場合、そのために生じた損害については、当行に責めのある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

1 通信機器、回線等の障害により、本サービスの取扱が不能となったとき。

2 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延欠落等が生じたとき。

(3) 通信経路における情報漏洩等

公衆回線・専用電話回線・インターネット等の通信経路において、盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、お客さまの暗証番号やその他情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第8条（反社会的勢力との取引拒絶）

お客さまが、次の各号の一にでも該当する場合には、当行は催告その他何らの手続きを要せず本サービスを解除することができるものとし、

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、お客さまはその損害額を支払うものとし、

① お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

第9条（規定の変更等）

（1）この規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第10条（準拠法・管轄）

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条（利用対象者）

本サービスの利用は個人に限るものとし、法人は対象外とします。

第12条（対象口座）

お客さまが本サービスの引落口座として指定可能な対象口座は、キャッシュカード発行済みのお客さま名義の普通預金口座(総合口座取引の普通預金口座を含みます)に限ります。

第13条（本人確認手続）

お客さまが端末による預金口座振替契約締結の申込を行う場合は、当行宛に対象口座の口座保有店の支店番号、口座番号およびキャッシュカード暗証番号等(以下、「所定事項」)を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

お客さまが当行宛に伝達した所定事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合には、当行は、お客さまご本人であるとみなし、第15条記載の預金口座振替契約の締結手続を行います。

第14条（サービス利用停止）

お客さまが、前条に定める所定事項を当行所定の回数以上連続して入力された場合、当行は、お客さまに対する本サービスの提供を取止め、同日でのサービス利用を停止するものとします。

第15条（預金口座振替契約の締結）

（1）申込方法

お客さまは、所定事項およびお客さまと収納機関との契約を特定するためのお客さま番号等を、当

行所定の方法により正確に伝達することにより申込むものとします。

(2) 申込の承諾

当行がお客さまの申込を受付けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。お客さまはその内容を確認のうえ、正しい場合には、口座振替申込ボタンを押下し、当行に通知するものとします。

申込内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、申込が確定したものとし、お客さまと指定銀行との間で預金口座振替契約が締結されたものとします。この場合、当行はお客さまの端末機に対し、承諾の通知を行うものとします。

当該承諾通知が回線障害等の理由で届かない場合には、お客さまは指定銀行に照会するものとし、照会がなかったことによってお客さまに生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。また、申込の確定後に、申込内容の取消・変更はできないものとします。

(3) 申込の不成立

以下の場合、お客さまからの申込はなかったものとして取扱います。この場合、当行はお客さまに対して申込が不成立となった旨を通知しませんので、お客さま自身で成否を確認するものとします。

- 1 お客さまのキャッシュカードにつき紛失の届出があり、それに基づき当行が所定の手続をとったとき
- 2 お客さまの財産に対する差押や相続等のやむを得ない事情があり、当行が不相当と認めたとき
- 3 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の止むを得ない事由があったと当行が判断したとき
- 4 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じたとき

第16条 (免責事項)

第13条により本人確認手続を経た後、預金口座振替契約の申込があった場合は、当行はお客さまを本人とみなし、端末・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第17条 (届出の変更等)

お客さまの氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当行所定の方法により届出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第18条 (通知等の連絡先)

当行はお客さまに対し、申込内容について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、お客さまが予め当行に届出た住所、電話番号等を連絡先とすることがあります。当行が本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客さまの責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。当行の責めによらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

第19条（規定等の準用）

本規定に定めのない事項については、対象口座にかかる当行の総合口座取引規定、普通預金規定などの各種取引規定、キャッシュカード規定、預金口座振替規定により取扱います。

以上